

排出事業者

中環審制
度専門委

自ら処理など焦点に 来年中ごろ中間まとめ

中央環境審議会が廃棄物処理制度専門委員会は、このほど会合を開き、関係各団体から行ったヒアリングの結果などを基に、最初の論点整理を行った。19日にはもう一度整理を行った後、年明けから各項目についての本格的な議論を開始。来年中ごろまでに中間取りまとめを行うことを目指す。



廃棄物処理法見直しに向け、活発な議論が行われた

この必要性が指摘され、業者が自らリサイクルなどを行っている。一方で、排出事業者が行う場合も処理業者

に委託して処理する場合と同じ規制がかかるため、産業界などからは柔軟な運用を求める声も出ている。

また、排出責任の強化については、マニフェストの徹底、さらには電子マニフェストを義務化すべきとの指摘もある。しかし、これについては処理業界から「電子マニフェストの普及促進に努力することについては反対するものではないが、義務化というのはどうか。その前にマニフェストと適正処理、不適正処

理の状況について検証していくべきでは」との主張があった。

また、このほかの検討事項として挙げられているのは許可制度の整備。収集運搬業の許可の広域化や欠格要件の見直し、許可手続きの負担軽減などが排出側、処理側から要望されている。

平成20年12月17日
環境新聞

環境省では今回の見直しではテーマを絞らずに、委員会幅広く議論してもらう方針。年内に出された論点を基に、来年から本格的な議論を開始。来年中ごろをめどに中間取りまとめを行った後、パブリックコメントの募集などを行う計画だ。

同省の谷津龍太郎廃棄物・リサイクル対策部長は、「見直しの結果法改正が必要となれば、早ければ再来年初め通常国会に提出することになるだろう。改正するならば、4年は法改正が必要ないよう、万全な準備をした上で行いたい」としている。